

第24回災害廃棄物対策中国ブロック協議会 議事録

日 時：令和7年7月15日（火）13時30分～15時30分

場 所：岡山県岡山市 岡山国際交流センター 研修室
オンライン会議システム併用

議 事：

（1）令和7年度協議会の運営について

①協議会設置規程について

②協議会及び幹事会について

（2）令和7年度の協議会調査検討事項（案）について

報告事項：

今後の大規模災害への環境省の取組の方向性について

その他：

今後の予定について

1 開会

2 あいさつ

中国四国地方環境事務所 坂口所長より開会のあいさつが行われた。

3 議事

（座長）

議事の「（1）令和7年度協議会の運営について」、事務局 環境省より説明をお願いします。

（1）令和7年度協議会の運営について

議事の「（1）令和7年度協議会の運営について」、事務局 環境省より資料1、2の説明が行われた。説明の後、以下の通り意見交換がされた。

（事務局 環境省）

（資料1、2の説明・省略）

資料1の「四国ブロック協議会設置規程」について、来年度からは別表の組織名等の変更のみであるならば、このまま使用する。今回の規程は本日から施行したい。

(座長)

ただいま説明いただいた資料 1、2 について、ご意見・ご質問があればお願いします。

(委員)

「資料 1 協議会設置規程」の内容について、今後の検討の参考にしてもらいたい点を述べる。

第 2 条の（活動内容）に「一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有」とある。共有する情報は、例えば、災害廃棄物処理計画の見直しや、新たなマニュアルの作成など、大規模で単発的な情報を想定していると思われる。それらに加えて、いつ災害が発生してもいいように、毎年継続して災害廃棄物対策を実施して、常に備える活動が重要である。そのために個人が研修等に参加することも重要であるが、環境部局全体で、毎年研修等を実施することが非常に重要である。大げさなものではなく、災害廃棄物処理計画の初動対応だけの説明会を部署内で毎年実施するようなことでも良い。環境部局全体での活動を促進し、実施した自治体が箇条書き程度で簡単にまとめたものを元に一覧表し、毎年共有するだけでも有効ではないか。活動の情報が広がることで、対応力が自然と身につくことに繋がると考えている。災害廃棄物対策に関する活動を、環境部局全体で毎年継続することを促進することと、規程に則ってその活動を情報共有する仕組みについて、検討してもらいたい。

(事務局 環境省)

情報共有は重要で、集まってくる情報は共有したいと考えている。各都道府県や市町村での活動までは把握できていないため、1 年間の振り返りとしてアンケートの実施を検討したい。

(座長)

貴重な意見のため、協議会として、いただいた意見を行っていくことを確認していきたい。

「資料 2 協議会及び幹事会について」の「3. 令和 7 年度の協議会等のスケジュール(予定)」で、図上訓練を 2 日間で設定しているが、具体的な実施時間を伺いたい。

(事務局 環境省)

図上訓練は、移動時間等を考慮し、両日で半日ずつの実施を想定している。内容については、初動から発災 1 週間までを重点的に実施したいと考えている。

(座長)

本日の協議会は、一般向けに公開されているのか。また周知等は実施しているか。

(事務局 環境省)

協議会終了後、ホームページにて議事録を公開する。

過年度までは報道関係に取材の案内を発出していたが、今年度は実施していない。

(座長)

他に意見は無いようなので、次の議題に移る。

議事の「(2) 令和7年度の協議会調査検討事項(案)」について、事務局 環境省より説明をお願いします。

(2) 令和7年度の協議会調査検討事項(案)

議事の「(2) 令和7年度の協議会調査検討事項(案)」について、事務局 環境省より資料3の説明が行われた。説明の後、以下の通り意見交換がされた。

(事務局 環境省)

(資料3の説明・省略)

(座長)

ただいま説明いただいた資料3について、ご意見やご質問等があればお願いします。

(委員)

「資料3 令和7年度の協議会調査事項(案)」、「第5 小規模自治体における災害廃棄物処理について課題検討」について、対象とする小規模自治体に具体的な基準はあるのか。

東日本大震災では、小規模自治体に関わらず、自治体の機能が失われたケースがあった。小規模の定義を考える必要があるが、担当者数が少ない自治体とするのか、人口で決めるのか、あるいは処理施設を有していない自治体とするのか議論できると良い。

(事務局 環境省)

基本的には、処理施設を持たない自治体が対象になると考えている。中国ブロックでは広島県世羅町を取り上げているが、小規模自治体には、指摘の通りいくつかのパターンがあるため、今後、可能な限り協議会で取り上げて、モデルケースを作って、当てはめられるようにしたい。

世羅町を取り上げた理由は、要望があつてのことだが、中国ブロックの山間部に位置しており、災害時の廃棄物処理を他自治体に頼らざるを得ない現状が背景にある。

(委員)

小規模自治体の中でも、大きな自治体に隣接している場合は、それらの自治体に処理を依頼する対策が有効である。一方で大きな自治体に隣接しておらず、頼るところがない自治体は大変である。

今年度は世羅町を取り上げるとのことだが、小規模自治体への学びを少しずつ深め、今後様々なケースの対応を考えると良い。

(事務局 環境省)

世羅町の場合は、隣接している三原市に頼っている。

(副座長)

小規模自治体といえども何種類かある。今年度は世羅町に決まっているが、今後も継続して何箇所か考えていくことが重要である。隣接自治体との関係や、所属する県がどこまで関与するかも重要なポイントである。小規模自治体の災害廃棄物処理についての調査をすることに加えて、中国ブロックの自治体では、ほとんどが災害廃棄物処理計画を策定しているため、その計画が実際に機能するものかを見直すことに繋がる調査ができれば良い。

災害が小規模の場合は、各自体内で解決するため、小規模自治体では対応できないような大規模災害時における調査になると思う。

(事務局 環境省)

小規模自治体については、様々なケースで検討を継続したいと考えている。

(座長)

世羅町はどういった問題意識を持っているのか。

(事務局 環境省)

世羅町は独自の処理施設を持っておらず、三原市には委託契約で処理をお願いしている。収集車も三原市のものであり、同市の収集車が世羅町内を走っている。こういった状況から、同町は災害時に三原市に全て処理をお願いできるか不安を持っている。本検討には三原市にも参加してもらう予定である。

(委員)

九州北部豪雨災害の際に、福岡県東峰村という人口 2,000 人未満の自治体に、災害対応の状況確認に行った。同村で災害対応を担当していたのは、課長と係長の 2 名だけであった。初動の人的支援がない中で、2 名が大きな負荷を背負っていたことを覚えている。結果的には、県や他自治体からの人的支援を受けて処理を完了したが、小規模自治体の災害対応は、非常に大変だと実感した。

日本には小規模自治体が相当数あるため、今回の調査は非常に有意義だと思っている。能登半島地震を踏まえて企画したと聞いているが、今回の調査で課題が明らかになると思う。

昨年度の調査結果で、被災地に被災経験のない職員を同伴して経験してもらう活動が、人材育成の手法として有効だと評価された。しかし、職員が少ない小規模自治体では、被災地で経験することは難しい。小規模自治体における OJT として、現場で仕事を覚える活動が可能かという点も検討してもらいたい。

(座長)

実際に小規模自治体の調査を進める際には、様々な検討項目が出てくると思うが、具体的にどのように進めるのか。外部委託業者が進め方を検討するのか、あるいは資格に相当する部分は環境省が検討するのか。

(事務局 環境省)

基本的には、自治体に全ての課題を出してもらい、環境省や県からも課題と考えられるものを出し、その中から必要な事項について、世羅町全体で解決方法を検討してもらう。世羅町の担当者は 2 人であるため、他部局も含めて検討してもらう。課題の一番重要な部分を絞り込む中で、解決方法を検討し、その解決方法が可能かどうかまで踏み込めると良いと考えている。新規調査であるため、試行錯誤しながら進めたい。

(座長)

「第 5 小規模自治体における災害廃棄物処理について課題検討」、「2. 調査検討の方法」に、「当該自治体（世羅町）の他、周辺の自治体、県、有識者による検討会（対面）を開催」とあるが、「資料 2 協議会及び幹事会について」で予定されているものとは、別の事項になるのか。

(事務局 環境省)

小規模自治体の検討会は、「資料 2 協議会及び幹事会について」で予定されているものとは別で開催したいと考えている。検討状況などは、幹事会や協議会で報告したい。

(座長)

「第3 ブロック内での広域処理を行うための調査検討」について、過年度までに一般廃棄物処理施設等の処理能力や受入れ可否などの条件を整理したデータベースを作成してきたが、県のレベルまでしか公開されていない現状がある。情報を更新して活用しやすい形に整理することを今年度の計画に示しているが、他ブロックでも同様に県レベルまでしか情報を公開していないのか伺いたい。また、国の方針としてはどうなのか。県域を越えた情報公開は必要だと思うが、デリケートな情報があることは理解している。大規模災害の将来的な発生が想定されている状況で、いつまで県レベルでの公開で留めておくのか。

(事務局 環境省)

処理施設の情報を広く公開できるかはわからないが、自治体間や自治体と民間団体間の協定を締結して災害時に備える動きがあり、そのような協定締結者同士は県域を越えて互いに情報共有が可能であると考え。協定締結の増加により、処理施設情報の公表が促進されることを期待しているが、一方で処理施設を有する自治体に公開を拒まれると、公開しにくい現状がある。

(副座長)

私が参加している関東ブロックでも、処理施設の稼働状況や余力の調査を実施した。調査データは、協議会の中でも都県のみ情報共有に留めているため、協議会全体にデータを共有するのは難しいのが現状である。

関東は、中国よりも県境が入り組んでいる。例えば、千葉県野田市は、県内の施設よりも茨城県や埼玉県の方が近い。個別の地理的状況がある場合は、県にも話をして、隣接する県や市と個別に相談している。それぞれの危機意識のレベルによるが、県を跨ぐ支援が想定される場合は、事前に当事者同士で相談しておいた方が良い。

(座長)

処理施設のデータ公表について、国としては、各ブロックの方針に任せているのか。

(事務局 環境省)

各ブロックに任せている。処理施設のデータ公表は、トラブルになる可能性があり、環境省からは指示を出しにくいいため、慎重に進めたい。

自治体が災害時の協定を結ぶことを推進する必要があり、ブロックが違う場合であっても、近いところと協定が結べる体制ができると良い。

(委員)

「第3 ブロック内での広域処理を行うための調査検討」に、県を越えた広域処理とある。施設を所有しているのは、市町単位になるが、県を越える協定の場合は、それぞれの県と市は、こういった構造で方針を決めたり、検討したりするのか。

(事務局 環境省)

県で方針を定めている場合や、最近では、各自治体に任せているケースも増えている。産業資源循環協会との協定については、県と産業資源循環協会の協定に基づく自治体がステークホルダーとなるが、自治体が産業資源循環協会の地域支部と締結している場合や、自治体同士で締結している場合もある。県ごとに協定の方針は違っているが、自治体同士の協定が自由にできる動きはある。

(委員)

国としては、協定は強制ではなく、自主的に協力関係を構築することは推奨するが、必要に応じて個別の問題として進めてほしいということか。

(事務局 環境省)

県の意見は無視できないため、県の方針に従い進めてもらうことになる。
環境省としては、協定は積極的に結んでもらいたい。

(座長)

「第1 他ブロックとの連携の在り方に関する調査検討」では、隣接ブロックとの連携を検討するということである。ただし、自治体によっては関係の深いブロックが隣接していないケースも想定される。例えば鳥取県は近畿、山口県は九州、四国であれば徳島県は近畿とのつながりが強いと考えられるが、どのように検討を深めるのか。

(事務局 環境省)

隣接ブロックということで、近畿・九州との連携もケーススタディとして挙げている。ただし、ブロックを越える環境事務所単位になると、本省が調整に入るため、緊急時以外は、本協議会として検討するのは難しい。例えば初動の連携については、環境事務所内で調整可能な範囲であるが、次の段階になると本省の調整が入る。令和6年能登半島地震の時も、先に中部ブロックの対応があり、そこから他ブロックに応援要請が入った。

(委員)

「第4 行動計画更新に関する事項」について、今回の行動計画の更新は、参考資料1の中国ブロック災害廃棄物対策行動計画の点検・見直しに基づくものとして述べる。

行動計画に記載されている内容が、災害時に本当に実施できる状況にあるのかという視点での点検が必要である。例えば発災初期にオンライン会議を開催することになっているが、発災後すぐに開催できる環境が整っているのかは、読んだだけではわからない。

毎年実施すると書かれている箇所については、時を経て、毎年実施されていないものもあると思う。

また、「必要に応じて何々をする」という表現がいくつか出てくるが、どういった場合かを理解できるように具体例を挙げておかないと、必要性がないと判断されてしまう可能性がある。実際に実施できるかどうかの視点で、現実性、具体性を向上させる取組が必要である。

また昨年度の調査結果で、能登半島地震の支援の中で、応援職員の補助職員として未経験者に随行してもらった取組が、人材育成の手法として有効だったと評価された。この取組について、行動計画にも協議会として促進することを盛り込むことを検討してほしい。

(事務局 環境省)

今回の行動計画の見直しは、実際に対応する自治体を中心に考え、実用的な計画に変えていきたいと考えている。構成員の意見を聞きながら改訂したい。

被災地で支援することが有効な研修になるが、災害はいつ起こるかわからないため、研修の機会を設けた。興味がある人、知見を深めたい人、誰でも参加できるようにして、支援者の育成に努めたい。

被災地に支援に行くのは経費の関係もあり、指示しにくい面がある。経費などの面についても理解を得られるような取組ができれば良い。

(座長)

「第6 災害廃棄物処理に関する人材育成に向けた取組」、「3. 図上訓練の実施等」
「(2) 前提条件(被害想定等)」に、「四国ブロック全県が被災し、中国ブロックが応援する」とある。南海トラフ規模の地震では、中国ブロック側でも相当の被害があった中での応援になると思う。

(事務局 環境省)

昨年度の図上訓練も南海トラフ地震を前提条件にし、瀬戸内海側に大きな被害があ

ることを想定していた。今年度の詳細な前提条件はこれから検討を進めていきたい。被害の程度や、中国側からどの程度の支援ができるかも、前提条件として検討したい。

中国から四国へは、本州四国連絡橋（以下、本四橋）を利用することになる。本四橋では発災後 24 時間で緊急車両が通行できる体制を BCP で定めている点を踏まえ、通行可否を検討したい。不可の場合は船の手配が必要になるため、基本的には自動車での派遣を前提として条件設定を進めたい。

（副座長）

中国側で全く被害がないといったありえない想定をもとに、訓練のための訓練をするのは意味がない。本四高速の BCP を参考にし、南海トラフのどの被害レベルを訓練の想定とするのかを決め、そのレベルにおける県ごとの被害想定に基づく条件で動きを検討することが望ましい。中国ブロック内で制約がある中で、どれだけ応援できるのかの訓練になると思う。四国ブロックでは、中国ブロックの応援だけで解決するような想定はせず、早めに近畿・九州ブロックへの要請も含めると良い。現実に即した苦しい条件設定をし、訓練を通じて学習できることに意味がある。

（委員）

現実に近い条件で訓練をすることは良い。

昨年度は訓練時間が短かったが、今年度は 2 日間ある。内容や時間配分を熟考したシナリオや進め方ができれば、良い訓練になると思う。

シナリオが複雑になり、事前条件を理解しないまま進行してしまうと無駄になるため、事前学習で背景を理解した上で訓練がスタートできるように、十分な準備が必要になる。

（事務局 環境省）

昨年度は事前学習ができていない部分があったため、今年度は訓練対象者に事前に説明したいと考えている。

（委員）

「第 6 災害廃棄物処理に関する人材育成に向けた取組」、「2. 災害廃棄物処理支援員に対する研修及び手引きの作成」について質問である。

支援員との意見交換会は、これまでも実施して好評だったと思うが、今年度は実施しないということか。その理由について再度説明をお願いしたい。

また全国レベルでも支援員の研修会を実施していたと思うが、さらに知見を深めるために中国四国ブロックでも実施するという理解でよいか。

(事務局 環境省)

支援員の意見交換会については、支援員に参加してもらう3回の研修の際に、意見交換会に相当する時間を設けたいと考えている。研修を3回に分けたのは、対象者に広く参加してもらうためである。

(委員)

支援員同士での意見交換を実施するということか。

(事務局 環境省)

その通りである。意見交換の際には、研修についての意見を伺うことも考えている。

また全国レベルの支援員研修は、オンライン開催で、初任者を対象としている。対面のワークショップ形式の研修もあるが、現在は支援員の規模が350人程であるため、全員が参加できない。そのため、中国ブロックで補完するために研修を計画している。

(委員)

他ブロックにおいても、各ブロックで支援員研修を実施しているのか。

(副座長)

関東ブロックでも実施している。

(座長)

様々な議論をありがとうございました。

以上で議事は終わりである。進行を事務局にお返しする。

(事務局 MURC)

座長ありがとうございました。

それでは「4 報告事項」に進む。「今後の大規模災害への環境省の取組の方向性について」について、報告をお願いする。

4 報告事項

今後の大規模災害への環境省の取組の方向性について

「今後の大規模災害への環境省の取組の方向性について」について、事務局 環境省より資料4の説明が行われた。説明の後、以下の通り意見交換がされた。

(事務局 環境省)

(資料4の説明・省略)

(事務局 MURC)

ただいま説明いただいた資料4について、ご質問・ご意見があればお願いします。

(副座長)

資料4は廃棄物の担当部局が災害廃棄物対応を実施する観点で、様々な項目が事細かに書かれており、内容的には充実したものである。ただし、日本全体が災害時に困らないように、廃棄物の担当部局以外でも実施できる、他にも多く存在する。

住宅の耐震化によって住宅の廃棄物は減る。空き家対策を充実すれば、空き家の解体が減る。高齢化により家に退蔵品がため込まれているが、普段から循環の輪の中に戻していくことによって、災害時の便乗ごみが減る。個人で簡易トイレや携帯トイレを備蓄しておけば、トイレで困ることも減る。こういった観点とセットになって、災害廃棄物対策が動けば、廃棄物の担当部局が苦勞することが徐々に少なくなってくると思う。自治体が取り組む時には、庁内全体が連携して防災・減災対策に取り組めば、担当部局も少しずつ楽になるという観点を忘れてはいけない。

(事務局 環境省)

住宅の耐震化により倒壊家屋が減ることは、よく言われている。各対策を促進することは、環境省の範囲ではないが、PR する中では必要だと感じている。解体家屋を再利用する方向も出てきているため、PR できればと思っている。ご意見感謝する。

補足すると、防災庁設置により、横断的な防災が進むと考えている。防災庁に任せるということではなく、環境省としても経験を踏まえて苦勞してきているため、今後も連携して総合的に進めていきたい。各自治体でも庁内の防災の枠組みがあると思うため、同じ様に連携して進めていければと思う。

「3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立」、「(4) 被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立」について、進めていく中で、知見の収集のために、協議会のセミナーや図上訓練に参加・見学したいという要請を受けている。今後、各会場で目にすることがあると思うが、理解をお願いしたい。

5 その他

今後の予定について

(事務局 MURC)

次回の幹事会は11月頃の開催を予定している。それまでに四国ブロックとの合同図上訓練の開催を予定している。

協議会は来年の2月に開催予定である。

6 閉会

(事務局 MURC)

本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。

本日のご発言の他にご意見等があれば、会議終了後一週間程度を目途に事務局にメール等で連絡をお願いします。

以上で、第 24 回災害廃棄物対策中国ブロック協議会を閉会する。オンライン会議の方も通信を終了する。本日は長時間ありがとうございました。

以上